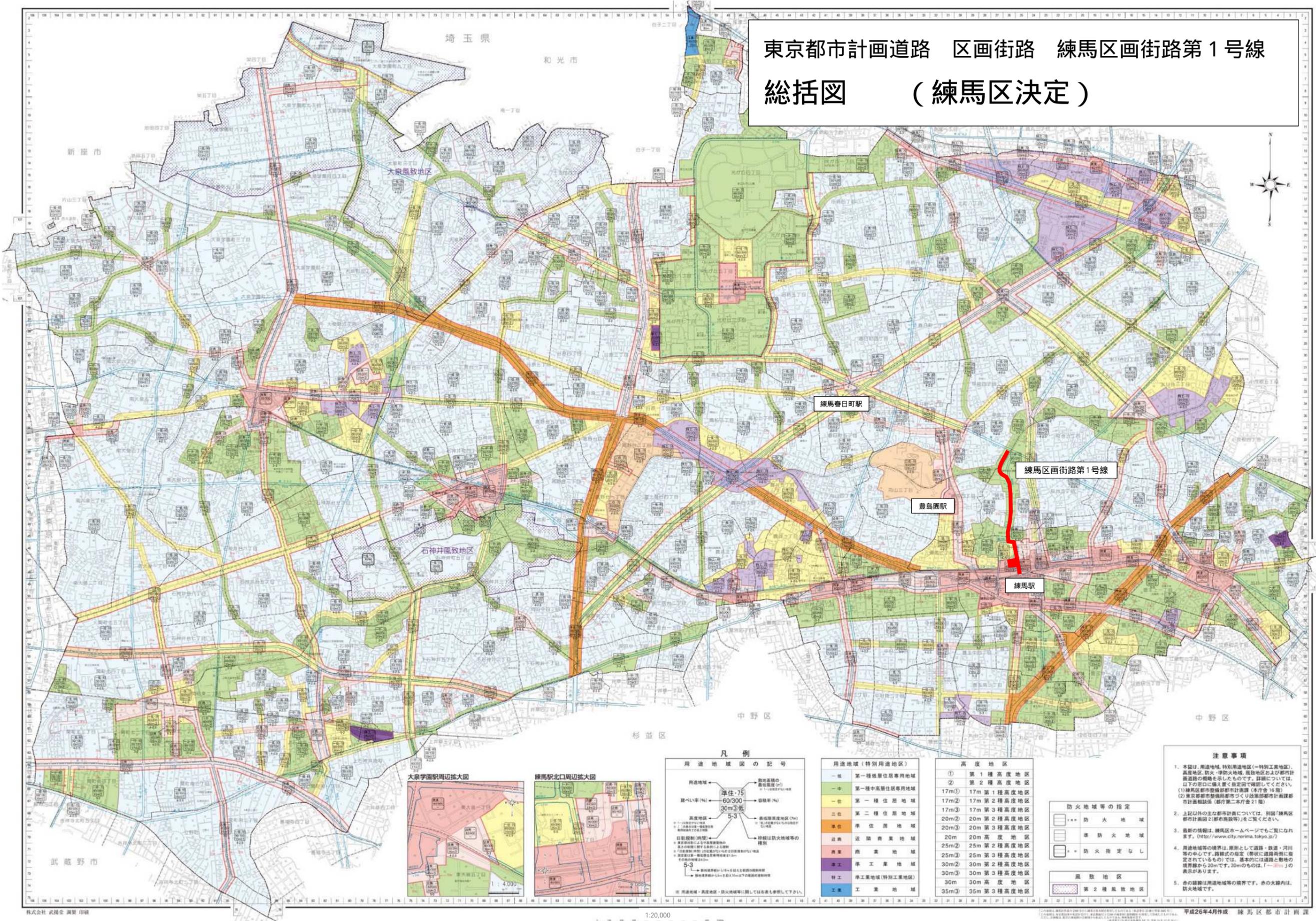


# 東京都市計画道路 区画街路 練馬区画街路第1号線 総括図 (練馬区決定)



**凡例**

用途地域図の記号

用途地域 → 敷地面積の  
最小限度 (㎡)

建ぺい率 (%) → 容積率 (%)

高度地区 → 最低高度地区 (m)

自動車道 (幹線) → 幹線は防火地域等の指定

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に關しては右表も参照して下さい。

**用途地域 (特別用途地区)**

一特	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

**高度地区**

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

**防火地域等の指定**

■	防火地域
■	準防火地域
□	防火指定なし

**風致地区**

■	第2種風致地区
---	---------

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区 (= 特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご入会ください。詳細については、以下の窓口にご入会ください。練馬区都市計画課 (本庁舎 16 階) (2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係 (都庁第二本庁舎 21 階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画第2都市施設等」をご覧ください。
  - 最新の情報には、練馬区ホームページでもご覧いただけます。 (http://www.city.nishima.tokyo.jp/)
  - 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心です。道路式の指定 (敷状に道路側に指定されているもの) では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。
  - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。